

議案第13号

飛騨市自主放送施設条例について

飛騨市自主放送施設条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市ケーブルテレビ情報施設を廃止し飛騨市自主放送施設を設置するための
制定

飛驒市自主放送施設条例

(設置)

第1条 市の広報活動、住民の生命や財産の保護及び公共の福祉の増進並びに住民のニーズに即した情報等の提供を行うため、飛驒市自主放送施設（以下「施設」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主放送 市が放送法（昭和25年法律第132号）第126条の規定による登録を受けて行う放送をいう。
- (2) 自主放送施設 前号の放送を行うために市が設置した施設をいう。

(業務)

第3条 施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市の公示事項及び広報事項の伝達
- (2) 官公署、公共団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 生産、消費、生活、経済など各種情報の提供
- (4) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
- (5) その他市長が必要と認めた広報及び伝達の業務

(放送所)

第4条 施設の業務を行うため放送所を次のとおり設置する。

放送所の場所 飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市役所内

(自主放送番組審議会の設置)

第5条 この施設の放送番組の適性化を図るため、自主放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ放送番組の編成及び放送に関する計画又は変更等について審議し答申しなければならない。
- 3 審議会は、放送番組の適正を図るため必要と認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員5人以上で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長は、あらかじめ委員のうちから会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任することができる。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了した場合においてもあらたに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(事務局)

第8条 審議会の円滑な運営を図るため、審議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、企画部に置く。

(放送依頼)

第9条 施設による放送を依頼しようとする者は、あらかじめ放送内容を記載した原稿を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、依頼された内容によっては、放送依頼を拒むことができる。

(使用料の徴収)

第10条 前条第1項の規定により放送を依頼しようとする者のうち、第3条第3号に該当する放送を依頼する者から、次の基準により使用料を徴収する。ただし、前条第2項に該当した者を除く。

区分	単位	金額
自主放送使用料	1日 1原稿 30秒以内	550円
備考 市民以外及び市外事業所の場合は、上記金額の3倍の金額とする。		

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例の廃止)

2 飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例（平成16年飛驒市条例第20号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例関係議案要旨

議案名	飛驒市自主放送施設条例について
担当部	総務部
提案理由	飛驒市ケーブルテレビ情報施設を廃止し飛驒市自主放送施設を設置するための制定
制定改廃の根拠等	市独自の制定
条例の概要	<p>1 制定の背景及び趣旨</p> <p>市では、合併時より飛驒市ケーブルテレビ情報施設を運営してきたが、飛驒市ケーブルテレビ再整備事業により、事業の民間譲渡を推進し、令和5年3月末をもって事業が完了する見込みとなった。</p> <p>このため、飛驒市ケーブルテレビ情報施設条例（平成16年飛驒市条例第20号）を廃止するとともに、今後市が直営により放送業務（自主放送）を行ううえで必要となる、飛驒市自主放送施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>(1) 自主放送として行う業務内容を次のとおり規定する。</p> <p>① 市の公示事項及び広報事項の伝達</p> <p>② 官公署、公共団体等の公示事項及び広報事項の伝達</p> <p>③ 生産、消費、生活、経済など各種情報の提供</p> <p>④ 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡</p> <p>⑤ その他市長が必要と認めた広報及び伝達の業務</p> <p style="text-align: right;">（第3条関係）</p> <p>(2) 自主放送を行うための放送所設置位置を次のとおり規定する。</p> <p>放送所の場所：飛驒市古川町本町2番22号 飛驒市役所内</p> <p style="text-align: right;">（第4条関係）</p> <p>(3) 放送番組に関する審議等を行うため、自主放送番組審議会の設置について規定する。</p> <p style="text-align: right;">（第5条関係）</p> <p>(4) 市民等が自主放送を依頼する際の使用料を規定する。</p> <p>使用料の金額：1日 1原稿 30秒以内 550円</p>

	※市民以外及び市外事業所の場合は、上記金額の3倍とする。 (第10条関係)
市民への影響等	飛騨市ケーブルテレビ再整備事業により、従前の飛騨市ケーブルテレビ情報施設加入者の民間サービスへの移行手続は完了している。 自主放送使用料は従前の金額と同額であるため、当該条例の制定による市民への影響はない。
施行日	令和5年4月1日
備考	